

身体拘束等の適正化に向けた指針

株式会社 伊豆の里

(有料老人ホーム サンリッチ伊東)

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。これは人権侵害にも該当します。そして、何よりも拘束は、身体的及び精神的に大きな苦痛と被害を与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めています。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行なわないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行なう場合、その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に考え、利用者及び家族・多職種間・必要に応じて医師などと相談し、色々な方法を検討していきます。本人や家族の思いを尊重しながら最も良い方法を模索していくが、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、充分検討を行ない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明及び同意を得て行います。

※また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除する努力をします。

(3) 日常ケアにおける留意事項身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、多職種間の連携で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、充分な検討を行います。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等の適正化に向けた委員会を設置します。

① ア) 設置目的

イ) 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

ウ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

エ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討

オ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

各課の責任者とします。

③ 委員会の開催

3ヶ月に 1回以上開催します。

なお、必要時は随時開催します。

4 やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の責任者が集まり、拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行なう事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行なうことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を交付し署名をいただきます。

※また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行います。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様・時間・心身の状況・拘束理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行なわれる際に提示できるようにします。

4) 拘束の解除

上記3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者及び家族に報告します。

5 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト・車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

6 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行なうことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。
(施設長)

- 1) 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- 2) 身体拘束禁止委員会総括責任者
- 3) 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(身体拘束禁止委員会)

- 1) 身体拘束廃止のための指針の周知徹底
- 2) 身体拘束に関する説明書の検討
- 3) 身体拘束に関する対応策及び防止策の検討
- 4) 検討内容の実践、結果確認及び再検討
- 5) 身体拘束廃止に向けた職員教育

(各部署)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する
- 7) 医療機関、家族、各関係機関との連絡調整
- 8) 重度化する利用者の状態観察
- 9) 家族の意向に添ったケアの確立
- 10) 施設のハード、ソフト面での改善

7 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、事故防止と合わせてリスクマネジメントとしての職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年 2 回）の実施（外部研修を含む）
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

8 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、利用者等がいつでも自由に閲覧できるよう備えておく。また、各部署に交付し、いつでも自由に閲覧することができるようになります。

9 附則

この指針は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

- あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- | |
|---|
| A 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 |
| B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。 |
| C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。 |

個別の状況による 拘束の必要な理由			
身体拘束の方法 <場所、行為（部位・内容）>			
拘束の時間帯及び時間			
特記すべき心身の状況			
拘束開始及び解除の 予定	月	日	時から
	月	日	時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

サンリッヂ伊東 施設長

記録者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

(本人との続柄)

身体拘束廃止に向けての説明書

様

1. 様の精神的負担が大きく、身体拘束その他の行動制限に代替する看護・介護方法で対応できると思われるため、下記の方法と時間帯等において最小限度の身体拘束にとどめ、全面廃止に向け実施いたします。
2. ただし、解除することのリスクはあると思われますが、最大限の協力を行なうことをお約束いたします。

記

個別の状況による拘束廃止 が必要な理由	
現在の身体拘束の方法 <場所、行為（部位・内容）>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束解除の予定	月　　日　　時までに

上記のとおり実施いたします。

令和　　年　　月　　日

サンリッヂ伊東 施設長

記録者

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和　　年　　月　　日

氏名

(本人との続柄

)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン

個別調査票

サンリッチ伊東

入居者別事例シート (各項目について、該当するものを選択してください)				
要介護度	自立 (非該当) 要支援 要介護 1 要介護 2 要介護 3			
	要介護 4 要介護 5			
認知の程度	正常 I II a II b III a III b IV M			
排泄の状況	夜間	A. 自分でできる C. ポータブルトイレ使用 E. おむつ	B. トイレに誘導 D. 尿瓶 F. カテーテル等	a. 定時 b. 隨時
	昼間	A. 自分でできる C. ポータブルトイレ使用 E. おむつ	B. トイレに誘導 D. 尿瓶 F. カテーテル等	a. 定時 b. 隨時
入居者が受けている医療	A. 点滴 B. 経管栄養 C. 胃ろう D. 中心静脈栄養 E. 気管カニューレ F. 留置カテーテル			
身体拘束をしている時間 (1日中・夜間・昼間のうち、該当する時間帯に○を付け、さらに夜間・昼間にについては、A～Eから時間を選択して○を付けてください)	1 日 中	夜 間	昼 間	
	(1日中・夜間・昼間のうち、該当する時間帯に○を付け、さらに夜間・昼間にについては、A～Eから時間を選択して○を付けてください)	A. 6時間以上 B. 5～6時間程度 C. 3～4時間程度 D. 1～2時間程度 E. 1時間未満	A. 6時間以上 B. 5～6時間程度 C. 3～4時間程度 D. 1～2時間程度 E. 1時間未満	
身体拘束の例 (* 1から選択して、記号に○を付けてください)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	
身体拘束をしている理由 (* 2から選択して、記号に○を付けてください)	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ	
* 1 (身体拘束の例) (複数選択可)				
1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る 2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る 3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む 4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る 5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける				

6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を服用させる
11. 自分の意思で聞けることのできない居室等に隔離する

* 2 (身体拘束をしている理由) (複数選択可)

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| ア. 転倒・転落等の事故を防ぐ必要があるから | キ. 入居して間もなく、状態を把握できていないから |
| イ. 入居者・家族からの希望が強かったから | ク. ホームの取り組みがまだ十分でないから |
| ウ. 常時見守りが困難だから | ケ. この行為が身体拘束だと思っていないから |
| エ. 職員の配置が少ないから | コ. 緊急やむを得ない場合だったから |
| オ. 自傷行為があるから | サ. 廃止に向けて取り組みをしているが、まだ完全に廃止できる状態でないから |
| カ. 他害の虞があるから | |

やむを得ず身体拘束に至った状況・理由を具体的に記入してください

身体拘束に対する入居者・家族の意見とそれに対するホーム側の対応

身体拘束廃止への取り組みの状況と効果（拘束廃止が困難な場合は、その理由を記入してください）

現在の入居者の状況

今後の目標（新たな問題点が出てきている場合は、あわせて記入してください）

身体拘束を行っているときの、その態様、時間、本人の心身の状況および拘束の理由等を以下に記録すること。

令和 年度 利用者氏名()

拘束した月日を記載	拘束した時間を記載 開始時間と終了時間を記載	拘束方法を記載	態様を記載 (拘束後どのような身体状況になったかなど)	心身の状況を記載 大声をあげる、暴れるなどの精神状態を記載	拘束の理由等を記載 この欄には担当者名も記載すること

身体拘束の「緊急やむを得ぬ場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

その3つの要件とは

1 「切迫性」

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

- ・「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

2 「非代替性」

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

- ・「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わず介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

3 「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ・「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

サンリッヂ伊東

本介護方法は平成30年4月1日より実施する。

身体拘束に類似した行為の説明書

- 1 身体拘束には該当しませんが、身体拘束に類似した行為と思われるものについて、説明します。
- 2 上記1に該当する行為として、センサーマットなどの使用が考えられます。

記

- A 徘徊などにより転倒の可能性がある場合
- B 徘徊などにより他の利用者の居室に侵入してしまう可能性がある場合
- C 徘徊などにより行方が分からなくなる可能性がある場合
- D その他

使用理由（上記表のA～D）			
使用方法（何を使用するか） ＜場所、内容＞			
使用の時間帯又は時間			
特記すべき心身の状況			
使用期間の予定	月	日	から 月 日 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

サンリッチ伊東 施設長

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

入居者氏名

身元引受人等の氏名

(本人との続柄)